

平成 25 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U M N フ ァ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 平 野 達 義
(コード番号: 4 5 8 5 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 部 長 橋 本 裕 之
電 話 0 4 5 - 2 6 3 - 9 2 0 0

**第三者割当による新株式及び第 18 回新株予約権
(行使価額修正条項付新株予約権)の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 9 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式（以下「本第三者割当増資」という。）及び第三者割当による第 18 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

本第三者割当増資

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 10 月 17 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 262,600 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 3,807 円
(4) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	994,718,200 円 (差引手取概算額)
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	アステラス製薬株式会社に対する第三者割当方式
(6) そ の 他	金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

本新株予約権

(1) 割 当 日	平成 25 年 10 月 17 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	10,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 1,280 円 (総額 12,800,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数: 1,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 3,807 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,000,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	4,195,800,000 円 (差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 4,205 円 行使価額は、平成 25 年 10 月 18 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	<p>当社は、割当予定先である野村証券株式会社（以下「割当予定先」という。）との間で、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することが出来ない期間を指定することができること、一定の場合に割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について合意する予定であります。詳細については、別記「2．募集の目的及び理由（2）本資金調達方法（本第三者割当増資と本新株予約権）を選択した理由」及び別記「6．割当予定先の選定理由等（6）その他」をご参照ください。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2．募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの事業概要

当社は、製薬業界で培った豊富な開発経験と幅広いネットワークを駆使し、満足な治療法や製造技術のない領域にて、革新的な医薬品を迅速に開発することを会社のミッションに掲げ、平成16年4月に設立されました。当社グループは、現在、組換えインフルエンザHAワクチンを中心とした次世代のバイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品受託製造事業を主な事業としております。当社グループの主要各事業の概要について以下ご説明いたします。

バイオ医薬品自社開発事業の事業概要

バイオ医薬品自社開発事業においては、平成18年8月に米国 Protein Sciences Corporation（以下「PSC」という。）より、Baculovirus Expression Vector System（以下「BEVS」という。）技術を用いた組換えインフルエンザHAワクチンの日本国内における独占的な開発、製造及び販売権を取得し、平成22年11月には、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける独占的事業化権を追加取得し、アジア市場においても事業展開を開始いたしました。現在、「UMN-0502」（季節性組換えインフルエンザHAワクチン（多価）以下「UMN-0502」という。）、「UMN-0501」（組換えインフルエンザHAワクチン（H5N1）以下「UMN-0501」という。）及び世界保健機関（World Health Organization：WHO）がH5N1とともにパンデミック発生の可能性を指摘しているH9N2亜型に対する「UMN-0901」（組換えインフルエンザHAワクチン（H9N2）以下「UMN-0901」という。）の開発を進めております。また、平成22年9月に、アステラス製薬株式会社と国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の共同事業化に関する提携契約を締結し、共同で臨床試験を実施しております。一般的に、医薬品開発においてヒトを対象とした臨床試験は、第相臨床試験、第相臨床試験、第相臨床試験と段階的に進めてまいります。第相臨床

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

試験にて有効性及び安全性を最終的に確認し、承認申請を行うこととなります。

UMN-0502 については、平成 25 年 1 月に、PSC の季節性組換えインフルエンザ HA ワクチン「Flublok®」が、米国食品医薬品局より 18 歳から 49 歳までを対象として承認を取得いたしました。また、平成 25 年 3 月には、アステラス製薬株式会社が、国内において医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（Good Clinical Practice (GCP) 省令 平成九年三月二十七日厚生省令第二十八号 最終改正：平成二四年一二月二八日厚生労働省令第一六一号）に準拠して実施した 65 歳以上の高齢被験者 1,060 例を対象とした最終段階の試験となる第 Ⅲ 相臨床試験にて国内既承認孵化鶏卵ワクチンの免疫原性及び安全性と比較検討した結果、UMN-0502 は国内既承認孵化鶏卵ワクチンに対し、免疫原性において非劣性基準（臨床試験の評価基準の一つであり、既販売ワクチンとの比較において、臨床試験より得られた各種データにて統計的に有効性が劣っていないことを確認する一定の基準）を満たすとともに、安全性に問題がないことがアステラス製薬株式会社において確認されております。本資料提出日現在において、20 歳以上 65 歳未満の健常成人を対象とする国内既承認孵化鶏卵ワクチンとの比較を目的とする最終段階の試験となる第 Ⅲ 相臨床試験を準備している段階にあります。

UMN-0501 についても、アステラス製薬株式会社が実施した第 Ⅲ 相臨床試験にて免疫原性及び良好な忍容性が確認されております。

また、平成 24 年 12 月には、韓国の日東製薬株式会社と UMN-0502、UMN-0501 及び UMN-0901 の韓国での共同開発、独占的販売に関するライセンス契約を締結し、さらに、平成 25 年 9 月に台湾の國光生物科技股份有限公司と UMN-0502、UMN-0501 及び UMN-0901 の台湾及び中国における商業化に関する優先交渉権を供与する基本合意書を締結し、アジア地域への展開を積極的に進めております。

さらに、新たな開発パイプラインとして、平成 24 年 1 月に、フィンランドのタンペレ大学ワクチン研究センターのヴェシカリ教授・ブラゼヴィッチ博士より、ウイルス性胃腸炎の主な原因ウイルスであるノロウイルス及びロタウイルスに対する「UMN-2003（組換えノロウイルスのウイルス様粒子 (Virus Like Particle) + 組換えロタウイルス VP 6 混合ワクチン) の全世界における独占的商業化権を取得し、ウイルス性胃腸炎の予防ワクチンとして実用化を実現すべく研究開発を進めております。

バイオ医薬品受託製造事業の事業概要

当社グループでは、下記整備済み又は整備中の各原薬製造施設、人材、製造に関する知見を活用し、新たな収益の柱とすべくバイオ医薬品受託製造事業の展開も図っております。平成 24 年 7 月にアピ株式会社とバイオ医薬品受託製造事業の協業に関する契約を締結し、また同年 12 月には米国の Catalent Pharma Solutions, Inc. とバイオ後続品の生産細胞株を非独占で提供を受けることについて契約を締結し、マーケティング活動を積極的に進めてまいりました。その結果、平成 25 年 3 月に、アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との間でがん領域を対象とした複数の抗体バイオ後続品に関する「意図確認書」を締結し、さらに同年 6 月に、アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との間にかかる抗体バイオ後続品に関する共同事業の詳細について定めた「共同事業契約」を締結するに至りました。詳細は、平成 25 年 6 月 20 日付当社プレスリリース「アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との抗体バイオ後続品の共同事業契約締結のお知らせ」をご参照ください。

生産施設の整備・稼働状況

生産施設については、平成 22 年 1 月に、株式会社 IHI と当社が開発する組換えインフルエンザ HA ワクチンを中心とするバイオ医薬品の原薬製造事業を共同で推進すべく基本協定を締結いたしました。平成 22 年 5 月には、開発パイプラインについて、承認取得後に販売提携先に対して製品を供給することによる収益の最大化を目指し、バイオ医薬品原薬製造を主な事業目的とする株式会社 UNIGEN を設立、当社連結子会社とし、製造拠点の整備を開始いたしました。平成 22 年 7 月には、厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業（第一次分）に当社が採択されたことを

受け、当該助成金にて秋田県秋田市に組換えインフルエンザ HA ワクチン原薬製造施設（秋田工場）の建設を開始し、平成 23 年 4 月に稼働させました。平成 24 年 2 月には、株式会社 UNIGEN が、経済産業省「平成 23 年度国内立地推進事業費補助金」一次公募対象事業の採択を受けるとともに、同月及び同年 9 月に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする 10,500 百万円及び 2,500 百万円のシンジケートローンを組成し、同年 3 月より岐阜県揖斐郡池田町に GMP（Good Manufacturing Practice「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（平成 6 年 1 月 27 日厚生省令第 3 号 最終改正平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省令第 179 号）適用予定の実生産施設として岐阜工場の建設を開始いたしました。岐阜工場は、延床面積 14,000 m²に 21,000L スケールの培養槽 2 基を有し、将来の生産能力の増強に備えて、上記スケールの培養槽を最大 8 基まで設置することが可能な設計となっております。本資料提出日現在、試験製造を開始しており、承認申請に必要な各種データの取得を行っております。

資金調達の目的及び理由

当社は、平成 25 年 2 月 14 日に平成 27 年 12 月期を最終事業年度とする中期経営計画を公表し、以下のアクションプランを実行することによって、平成 27 年 12 月期における黒字化を達成する目標を打ち出しました。これらのアクションプランを確実に遂行することが、中期経営計画の実現において重要であると認識しております。

ア. UMN-0502 の第 相臨床試験、承認申請に向けた岐阜工場における各種データの取得

当社は、平成 25 年 12 月期に UMN-0502 の国内での第 相臨床試験を完了させ、平成 26 年 12 月期に承認申請を行うことによって、平成 27 年 12 月期で国内での承認を取得するとともに、製品供給を開始し、製品収益を計上することを目指しております。平成 27 年 12 月期からの国内市場への製品供給開始に向けて、提携先であるアステラス製薬株式会社が実施する第 相臨床試験をタイムリーに完了できるよう協力するとともに、承認申請のため製品供給に必要な各種申請データを取得する必要があります。

イ. 新型インフルエンザに対応するワクチンの開発

平成 25 年 4 月以降、中国にて感染の広がりをみせている鳥インフルエンザ A (H7N9) は、ヒト-ヒト感染例は確認されていないものの、今後のパンデミックリスクは否定できません。当社は、現在 UMN-0501 及び UMN-0901 を開発しておりますが、人々が安全で健康に生活することができる社会の実現に貢献してまいりたいと考えており、これら以外の新型インフルエンザウイルスにも対応可能なワクチンの開発活動を強化する必要があります。

ウ. バイオ医薬品受託製造事業における受託体制の整備

平成 25 年 6 月に締結したアピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との共同事業契約に基づき、当社は、がん領域を対象とした複数の抗体バイオ後続品の共同研究開発・商業化を行う予定であります。当社グループは、一定のランニングロイヤリティを収受するため、単なる製品供給のための受託のみならず、製造面に係る開発機能も担うことから、自社研究開発が必要となります。また、秋田工場において治験薬を製造するには、抗体医薬品の製造に用いられる CHO 細胞の培養を行うための設備改良が必要となります。

一方、当社の連結子会社である株式会社 UNIGEN は、岐阜工場建設資金の調達を目的として、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成しております。こうした結果、当社グループの平成 25 年 6 月末現在の有利子負債残高が 12,572 百万円（この内、平成 25 年 6 月末現在のシンジケートローンの残高は 11,635 百万円）自己資本比率が 19.6%となっております。当面先行投資が続くことにより、平成 25 年 12 月期及び平成 26 年 12 月期において損失を計上する計画であることから、金融機関との関係を良好に維持するためにも、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本払

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

充を通じたより一層の財務基盤の強化を図る必要があると判断しております。

こうした背景から、当社は、上記のアクションプランを遂行する上で必要な資金を調達するとともに財務基盤を強化すべきとの考えに至り、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討いたしました。その結果、後記「(2)本資金調達方法(本第三者割当増資と本新株予約権)を選択した理由」に記載の理由に基づき、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

今回のエクイティ・ファイナンスは、現行の中期経営計画に沿った収益基盤の確立と財務基盤の強化に大いに寄与するものと考えております。また、平成24年12月の株式公開以前においては、提携先や医薬品製造受託先に一定の資金負担を行って頂くことによって自社の資金負担を可能な限り抑制する戦略を採らざるを得ませんでした。有利子負債の圧縮に伴う預金担保の解除や支払利息等の削減によって得られた資金を今後の事業展開にあわせ機動的かつ積極的に研究開発投資等に充当することによって、将来収益をより一層向上させ、当社グループの企業価値を最大化してまいりたいと考えております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(2) 本資金調達方法(本第三者割当増資と本新株予約権)を選択した理由

当社は、今回エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、様々な資金調達手法について比較検討を行いました。その結果、以下に記載の理由により、本第三者割当増資と本新株予約権発行の組み合わせが、当面の収益基盤を確立する上で特に必要となる資金を早期に調達しつつ、その他必要な資金については既存株主の利益に十分配慮しながら調達したいという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、決議いたしました。

<本第三者割当増資の選択理由>

上記「(1) 資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載されたアクションプランのうち、国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の研究開発は、当面の収益基盤を確立する上で特に必要不可欠なものであります。この資金調達の手法を検討するにあたり、安定した資金を確保すべきと考えたこと、共同で事業を行っているアステラス製薬株式会社へ当社株式を割当てることにより、同社とのより緊密な協力関係を構築することができることを勘案し、同社への第三者割当増資を決議いたしました。なお、第三者割当増資は一時に資金を調達できるというメリットがある反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に生じるという留意事項がありますが、本第三者割当増資による新株式の発行株式数は262,600株であり、発行決議日現在の当社議決権総数(76,494個)に対する比率は3.43%と限定的であると考えております。

<本新株予約権の選択理由>

岐阜工場建設に係るシンジケートローンの返済資金や建設資金、及びバイオ医薬品受託製造事業に係る自社開発資金と設備投資資金についても、上記「(1) 資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図る必要があると考え、エクイティ・ファイナンスでの調達を検討いたしました。ただし、エクイティ・ファイナンスでこれらの資金を調達することにより、本第三者割当増資に加えて更なる希薄化が生じることとなるため、既存株主への利益へ配慮すべく、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを重視して調達手法を検討し、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、本新株予約権の発行を決議いたしました。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(本新株予約権の主な特徴)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- 本新株予約権は、潜在株式数が 1,000,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 7,651,700 株の 13.07%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定（ア）を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株式動向等を勘案して停止指定（イ）を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- 下限行使価額が 3,807 円（発行決議日前取引日の東証終値の 90%の水準）に設定されていること
- 行使指定を行う際には、東証終値が 4,187 円（下限行使価額の 110%の水準）以上である必要があり、また、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の行使価額は、下限行使価額は 3,807 円（発行決議日前取引日の東証終値の 90%の水準）に設定されており、また、株価が一定水準以上でない限り行使指定ができないため、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

一度に行使指定可能な数量の範囲を定める基準として行使指定直前の一定期間の出来高があるため、当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が 5 取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う（ウ）場合があります。

本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記ア乃至ウについて合意する予定であります。

ア． 当社による行使指定

- 平成 25 年 10 月 18 日（以下「行使価額修正開始日」という。）以降、平成 28 年 7 月 29 日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます（以下「行使指定」という。）
- 行使指定に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。

()行使指定を行った日（以下「行使指定日」という。）の東証終値が下限行使価額の 110%の水準を下回っていないこと

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ()前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
- ()当社が未公表の重要事実を認識していないこと
- ()当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- ()停止指定(下記イに定義する。)が行われていないこと
- ()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日(以下「指定行使期間」という。)以内に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高の最も少ない方に 2 を乗じて得られる数と 791,430 株(発行決議日現在の発行済株式数に本第三者割当増資に係る新株式発行により発行される株式の数を加えた株数の 10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

イ. 当社による行使停止

- 当社は、行使価額修正開始日以降、平成 28 年 10 月 14 日までの間において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができます(ただし、上記アの行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。)
- なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

ウ. 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権発行後、平成 28 年 8 月 31 日までの間のいずれかの 5 連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、又は平成 28 年 9 月 1 日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

<他の資金調達手法との比較検討>

上記「(1)資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図ることが当社の利益に資すると考え、借入金ではなくエクイティ・ファイナンスによる調達を検討いたしました。エクイティ・ファイナンスの検討においては、公募増資との比較検討を行いました。今回の必要資金金額の調達のために、公募増資により一度に全株を発行すると、一時に希薄化が発生し、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えたため、本第三者割当増資と本新株予約権の組み合わせを選択いたしました。

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本第三者割当増資

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
999,718,200	5,000,000	994,718,200

- (注) 1. 発行諸費用の主な内訳は、弁護士費用、登録免許税等で、概算で5,000,000円を予定しております。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

本新株予約権

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,217,800,000	22,000,000	4,195,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当増資

上記差引手取概算額994,718,200円については、UMN-0502及びUMN-0501の研究開発資金として平成25年10月から平成27年12月までの期間において全額を充当する予定であります。具体的な使途の内訳は以下のとおりであります。

手取金の使途	支出予定金額 (円)	支出予定時期
UMN-0502の健常成人を対象とする第 相臨床試験に使用する治験薬の供給関連資金（注）2	400,000,000	平成25年10月～平成26年12月
UMN-0502の承認申請関連資金（注）2	445,000,000	平成25年10月～平成27年12月
UMN-0501の臨床試験に係る治験薬供給関連資金	149,718,200	平成26年1月～平成27年12月
合計	994,718,200	

- (注) 1. 調達資金につきましては、支出までの期間は銀行預金等にて適切に管理する予定であります。
2. UMN-0502に関する臨床試験使用の治験薬の供給等と承認申請に向けた申請用データの取得等は時期を並行して実施する予定であります。

UMN-0502承認申請関連及びUMN-0501を含む新型インフルエンザワクチン開発の資金

上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」の「ア. UMN-0502の第 相臨床試験、承認申請に向けた岐阜工場における各種データの取得」及び「イ. 新型インフルエンザに対応するワクチンの開発」に記載のとおり、UMN-0502の健常成人を対象とする第相臨床試験に係る治験薬の購入資金、UMN-0502の国内承認申請に必要なウイルスクリアランス試験や安定性試験の業務委託資金、UMN-0501を含む新型インフルエンザワクチン全般への取組みを強化する

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ための製造プロセス検討等の過程における培養及び精製に必要な研究開発向け備品、消耗品等の購入資金として、995百万円を支出する計画であります。

本新株予約権

上記差引手取概算額4,195,800,000円については、連結子会社である株式会社UNIGENへの融資資金、バイオ医薬品受託製造事業における開発・設備投資資金に充当する予定であります。具体的な内訳は以下のとおりであります。

手取金の使途	具体的な内訳	支出予定金額 (百万円)	支出予定時期
連結子会社である株式会社UNIGENへの融資資金	シンジケートローンの返済資金	2,908	平成25年10月～平成28年10月
	岐阜工場の建設代金	945	平成25年10月～平成26年3月
バイオ医薬品受託製造事業における開発及び設備投資資金	自社開発資金	300	平成25年10月～平成28年12月
	追加設備投資資金	43	平成25年12月～平成28年12月
合計		4,196	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手許資金に加え、平成25年12月期及び平成26年12月期に獲得を目指している売上収入及び株式会社UNIGENの岐阜工場の生産設備の一部を担保に供することで借入れた資金を充当すること等によって上記の事業計画を遂行する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、余裕資金となる見込みであります。当該余裕資金につきましては、現在当社グループは先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る見込みであることから、ある程度手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭におき、適宜活用方法を検討する方針であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

岐阜工場建設に係るシンジケートローンの早期返済資金と残りの建設資金

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、金融機関との関係を良好に維持するためにも、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図る必要があると判断しております。また、有利子負債を圧縮し、支払利息並びに株式会社IHI及びアステラス製薬株式会社に対する債務保証料の軽減を図ることにより営業外費用を圧縮し、経常損益段階以降における収支改善を実現することができると考えております。

上記理由により、2,908百万円を岐阜工場建設に係るシンジケートローンの早期返済に、945百万円を岐阜工場の残りの建設代金(岐阜工場の建設資金は総額約13,000百万円で、そのうち11,635百万円をシンジケートローンにより調達しており、420百万円の生産設備についてはリースにより調達しております)に充当する予定であります。

バイオ医薬品受託製造事業に係る自社開発資金及び追加設備投資資金

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由 ウ. バイオ医薬品受託製造事業における受託体制の整備」に記載のとおり、培養条件の最適化等を検討するための研究開発向け備品、消耗品等の購入資金として、300百万円を支出する計画であります。また、

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

秋田工場設備改良のための投資資金として、43 百万円を支出する計画であります。

4．資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5．発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資

本第三者割当増資の発行価格につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本第三者割当増資の発行株式数等を勘案し、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の東証における当社株式の終値の90%に相当する1株3,807円といたしました。

なお、取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月の終値平均値は1株3,119円（プレミアム率22.06%）、取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月の終値平均値は1株3,314円（プレミアム率14.88%）、取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月の終値平均値は1株4,282円（ディスカウント率11.09%）であります。

したがって、当社は、本発行価格決定が当社株式の客観的な値である市場価格を基準に決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しております。

なお、ディスカウント率につきましては、以下の理由により10%といたしました。当社株式の株価は、本年前半の日経平均の上昇に加えて、バイオセクターにおける成長期待の高まりにより、高いボラティリティで推移しております。上記のとおり、本第三者割当増資の発行価格である3,807円に対して、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月の終値平均である1株3,119円は22.06%のプレミアム、直近3か月の終値平均である1株3,314円は14.88%のプレミアム、直近6か月の終値平均である1株4,282円は11.09%のディスカウントとなっております。また、当社といたしましては、提携パートナーであるアステラス製薬株式会社が当社の安定株主として当社株式を一定割合保有することは、今後の開発における協力関係をより密にすることにつながり、当社のみならず株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。以上のように、当社株式の株価動向、市場動向等を勘案するとともに、本第三者割当増資後における割当予定先の保有割合及び中長期にわたる保有期間、割当予定先が当社株主となるメリットを当社及び割当予定先にて慎重に検討いたしました。これらをもって、割当予定先とディスカウント率について十分に協議及び交渉した上で、総合的に判断して10%としております。

また、当社監査役から、取締役会決議日の直前取引日の終値を基準とした発行価格は、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価格が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区赤坂二丁目17番22号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、当社及び割当予定先の行動について一定の前提を想定して評価しております。主には、当社は資金調達のために随時行使指定を行い、割当予定先は、株価が下限行使価額を上回っている場合には随時権利行使を行うとともに、売却の際には、現在の売買出来高が今後も継続することを前提

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

として市場に売却することを想定しております。こうした一定の前提を想定しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。当該評価の結果、本新株予約権 1 個あたり1,280円となり、当社は、これを参考として本新株予約権 1 個あたりの払込金額を金1,280円といたしました。また、本新株予約権の当初行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、平成25年10月18日以降における行使価額も、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は、新株式発行における発行価格と同額に設定されている下限行使価額である3,807円を下回ることはありません。当社は、プルータス・コンサルティングの評価を参考にしつつ、上記の行使価額の水準、上記「2．募集の目的及び理由（2）本資金調達方法（本第三者割当増資と本新株予約権）を選択した理由」に記載した本新株予約権の特徴や内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員（社外監査役計2名）から、取締役会が本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと判断したことを含め、適法であるという趣旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行株式数は262,600株、本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大1,000,000株であり、発行決議日現在の当社議決権総数（76,494個）に対する比率はそれぞれ3.43%、13.07%で合算すると16.51%の希薄化が生じるものと認識しております。

しかし、当該新株式の発行により、株主資本の増加による財務体質の強化が図られるとともに、UMN-0502 及び UMN-0501 について、国内にて開発を着実に推進することが、国内収益基盤の確立を通じた企業価値向上に寄与し、ひいては既存株主を含めた株主全体の利益につながるため、希薄化の規模は合理的と考えております。

一方、本新株予約権の発行により、新株式の発行と同様に株主資本の増加による財務体質の強化を図りつつ、借入金の早期返済による支払利息等の費用削減効果を楽しむとともに、バイオ医薬品受託製造事業に関する開発を加速させることが収益基盤の複線化を通じた企業価値向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数は1,000,000株ですが、当社株式が上場した平成24年12月11日以降発行決議日の前日までの期間における1日あたりの平均出来高は482,010株と、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、上記「2．募集の目的及び理由（2）本資金調達方法（本第三者割当増資と本新株予約権）を選択した理由」に記載のとおり、当社が行使指定を行う際には、行使指定直前の出来高を基本的な基準として一度に行使可能な数量の範囲を定めることとなっていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成25年3月31日現在)

本第三者割当増資

商号	アステラス製薬株式会社	
本店所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目5番1号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 畑中 好彦	
事業内容	医薬品の製造・販売および輸出入	
資本金の額	103,000百万円	
設立年月日	大正12年4月	
発行済株式数	467,964,635株	
事業年度の末日	3月31日	
従業員数	17,454名(連結)	
主要取引先	医薬品販売業者、医療機関等	
主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行	
大株主及び持株比率	大株主	持株比率(%)
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.35
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.32
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	5.18
	日本生命保険相互会社	3.10
	ジェーピー モルガン チェース バンク 385147(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	3.06
	SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	2.30
	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.11
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1.84
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウンド	1.48
	メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	1.31
当社との関係等		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、	

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と割当予定先は、平成22年9月21日にUMN-0502及びUMN-0501の日本国内での共同開発及び独占的販売権に関する契約を締結しております。 契約締結一時金収入 2,000百万円(平成22年12月期) 開発マイルストーンペイメント収入 1,000百万円(平成23年12月期)
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
当該株式に関する事項	新株式の発行から2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結いたします。

最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
純資産	1,021,096	1,018,123	1,062,025
総資産	1,335,091	1,400,629	1,445,561
1株当たり純資産(円)	2,207.70	2,200.64	2,349.61
売上高	953,947	969,387	1,005,611
営業利益	119,180	131,519	153,867
経常利益	115,058	135,107	157,156
当期純利益	67,650	78,230	82,851
1株当たり当期純利益(円)	146.49	169.38	180.40
1株当たり配当金(円)	125.00	125.00	130.00

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の上場会社であります。

本新株予約権

商号	野村証券株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 永井 浩二
事業内容	金融商品取引業
資本金の額	10,000百万円
設立年月日	平成13年5月7日
発行済株式数	201,410株
事業年度の末日	3月31日
従業員数	12,893名(単体)
主要取引先	投資家ならびに発行体
主要取引銀行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫
大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係等	

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： - (平成 25 年 6 月 30 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数： -
人的関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)

決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純資産	872,865	901,990	966,052
総資産	10,501,025	10,439,204	10,258,521
1株当たり純資産(円)	4,333,774	4,478,379	4,796,445
営業収益	613,392	580,271	662,450
営業利益	86,378	56,639	139,068
経常利益	86,240	57,163	138,497
当期純利益	50,666	27,316	88,171
1株当たり当期純利益(円)	251,558.29	135,623.31	437,769.03
1株当たり配当金(円)		130,000	422,000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当増資の割当予定先であるアステラス製薬株式会社は、グローバルに展開する製薬企業の一つであります。上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 当社グループの事業概要」に記載のとおり、当社は、平成 22 年 9 月に国内における UMN-0502 及び UMN-0501 の共同開発及び独占的販売に関して「細胞培養インフルエンザワクチン共同事業化に関する提携契約」を締結し、UMN-0502 及び UMN-0501 を共同で開発してまいりました。今後、収益基盤の確立に向け、UMN-0502 について国内における製造販売承認を早期に取得すべく、開発活動をより積極的に推進してまいりたいと考えております。当社は、提携先であるアステラス製薬株式会社に対して当社の株式を割当て、より緊密な協力関係を構築することにより、UMN-0502 及び UMN-0501 の国内における開発を着実に推進することが、国内収益基盤の確立を通じた企業価値向上に寄与し、ひいては既存株主を含めた株主全体の利益につながるものと考え、割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本資金調達方法(本第三者割当増資と本新株予約権)を選択した理由」に記載のとおり、同社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したこと、及び昨年 12 月の株式上場以来当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたことに加え、同社が、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本第三者割当増資により取得する当社普通株式について、当社は、割当予定先であるアステラス製薬株式会社が、本第三者割当増資の目的である、より緊密な協力関係の下、UMN-0502 及び UMN-0501 の国内における着実な開発の推進及び事業化に沿って、中長期に保有する意向である旨を、口頭で確認しております。また、同社が新株式の発行から2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を東証に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結いたします。

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当増資の割当予定先であるアステラス製薬株式会社について、同社の第8期有価証券報告書(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第9期第1四半期報告書(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)に基づき経営成績及び財政状態について確認しており、払込みに要する財産の存在について十分な現預金を保有していることを確認しております。

また、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成25年6月27日付で関東財務局長宛に提出した第12期有価証券報告書の平成25年3月31日における貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることも確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本資金調達方法(本第三者割当増資と本新株予約権)を選択した理由」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 27 日現在）		募集後（本第三者割当増資後）	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.93%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.65%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.40%
株式会社 I H I	5.92%	株式会社 I H I	5.72%
アビ株式会社	5.22%	アビ株式会社	5.05%
日興アセットマネジメント株式会社	3.85%	日興アセットマネジメント株式会社	3.72%
京大ベンチャー NVCC 1 号有限責任投資組合	2.07%	アステラス製薬株式会社	3.31%
エムエルピーエフエス カストディー アカウント 常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社	1.94%	京大ベンチャー NVCC 1 号有限責任投資組合	2.00%
株式会社 I H I プラントエンジニアリング	1.85%	エムエルピーエフエス カストディー アカウント 常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社	1.88%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.70%	株式会社 I H I プラントエンジニアリング	1.79%
松井証券株式会社	1.45%	野村信託銀行株式会社（投信口）	1.64%

（注）1. 本新株予約権の募集分については、割当予定先が全ての本新株予約権を行使し 1,000,000 株を保有した場合、持株比率は 11.21%となりますが、割当予定先は長期保有を約していないため、本第三者割当増資後の大株主及び持株比率には本新株予約権募集に係る潜在株式数を反映しておりません。

2. 募集前の持株比率は、平成 25 年 6 月 30 日現在の株主名簿及び平成 25 年 9 月 27 日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、本第三者割当増資により発行される普通株式と本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数の合計を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
連結売上高	2,000百万円	1,000百万円	108百万円
連結営業利益又は連結営業損失()	348百万円	1,075百万円	2,072百万円
連結経常利益又は連結経常損失()	349百万円	1,080百万円	2,652百万円
連結当期純利益又は連結当期純損失()	383百万円	477百万円	1,996百万円
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失()	94.62円	106.87円	420.61円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	457.77円	533.53円	599.10円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,651,700株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	118,000株	1.5%

(注) 現時点の行使価額における潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。なお、当該ストックオプションは、全て行使価額が予め定まっており、行使価額の修正条項は付されておられません。

(3) 最近の株価の状況
最近3年間の状況

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
始値	-	1,196円	1,700円
高値	-	1,730円	9,830円
安値	-	1,173円	1,690円
終値	-	1,600円	4,205円

(注) 1. 平成24年12月11日に新規上場したため、平成23年12月期については記載していません。
2. 平成24年12月期の始値は新規上場日の始値であります。
3. 平成25年12月期については平成25年9月30日現在で表示しております。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

最近6か月間の状況

	平成25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	3,850 円	9,700 円	5,490 円	3,300 円	3,475 円	2,263 円
高 値	9,830 円	9,700 円	5,930 円	4,400 円	3,545 円	4,750 円
安 値	2,865 円	5,180 円	2,315 円	3,240 円	2,251 円	2,120 円
終 値	8,960 円	5,590 円	3,135 円	3,425 円	2,313 円	4,205 円

発行決議日における株価

	平成25年9月30日
始 値	4,090 円
高 値	4,300 円
安 値	4,050 円
終 値	4,205 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成24年12月10日
調 達 資 金 の 額	2,546,400,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1,300 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,786,700 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	2,150,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	6,936,700 株
発行時における当初の資金 使途・支出予定時期	全額を当社連結子会社である株式会社 UNIGEN への投融資資金に充当する予定であり、当該子会社ではその資金を岐阜工場における組換えインフルエンザ HA ワクチン原薬製造設備に係る設備投資資金に充当する予定であります (平成24年12月期2,700,000,000 円、平成25年12月期357,690,000 円)。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初予定通り全額を上記の資金使途に充当済みであります。

・公募増資に係るオーバーアロットメントによる売出しにおける第三者割当増資

払 込 期 日	平成24年12月27日
調 達 資 金 の 額	296,692,500 円 (差引手取概算額)
割 当 価 格	1,196 円
割 当 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	6,936,700 株
当 該 割 当 に よ る 発 行 株 式 数	268,500 株
割 当 後 に お け る	7,205,200 株

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

発行済株式総数	
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	全額を当社連結子会社である株式会社 UNIGEN への投融資資金に充当する予定であり、当該子会社ではその資金を岐阜工場における組換えインフルエンザ HA ワクチン原薬製造設備に係る設備資金に充当する予定であります。
現時点における充当状況	当初予定通り全額を上記の資金使途に充当済みであります。

この文書は、当社の新株式及び第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙1)

株式会社UMNファーマ
新株式の発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 262,600 株

2. 募集株式の払込金額

1 株あたり 3,807 円

3. 払込金額の総額

999,718,200 円

4. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：499,859,100 円

増加する資本準備金の額：499,859,100 円

5. 申込期日

平成 25 年 10 月 17 日

6. 払込期日

平成 25 年 10 月 17 日

7. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての株式をアステラス製薬株式会社に割当てる。

8. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新橋支店

9. その他

上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

(別紙2)

株式会社UMNファーマ第18回新株予約権発行要項

株式会社UMNファーマ第18回新株予約権(以下「**本新株予約権**」という。)の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 10,000個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「**社債等振替法**」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「**交付株式数**」という。)は、100株とする。)ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2)当社が第6項の規定に従って行使価額(第4項第(1)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3)前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「**本新株予約権者**」という。)に通知する。ただし、第6項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「**行使価額**」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)行使価額は、当初4,205円とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 行使価額の修正 (1)平成 25 年 10 月 18 日(以下「**行使価額修正開始日**」という。)以降、第 19 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「**修正日**」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「**東証**」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額(以下「**修正日価額**」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。)
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が 3,807 円(ただし、第 6 項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第 14 項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合並びに平成 25 年 9 月 30 日開催の取締役会の決議に基づく第三者割当による新株式 262,600 株の発行を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあ

るものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価（本 において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これ

を適用する。

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第 19 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式

のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数に含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、()（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また()（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用す

る日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権の行使可能期間 平成25年10月18日から平成28年10月17日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(機構(第16項に定義する。以下同じ。)の休業日等でない日をいう。)及びその前々営業日並びに機構が必要であると認められた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后15日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり1,280円
11. 新株予約権の払込総額 12,800,000円とする。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

12. 新株予約権の割当日 平成25年10月17日
13. 新株予約権の払込期日 平成25年10月17日
14. 新株予約権行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
 (3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う取扱い が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成25年10月17日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,280円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年9月30日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

この文書は、当社の新株式及び第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。